

引取業者の使用済自動車の引取報告から再資源化預託金等の払渡しまでのタイムラグについて

再資源化預託金等の払渡しにあたっては、資金管理法人は、メーカー等による特定再資源化等物品の引取報告がなされた月の翌月に請求を受け、同月に払渡しを行う。
平成18年度予算においては、引取業者の使用済自動車の引取報告から再資源化預託金等の払渡請求に必要な引取報告までに要する日数及び払渡しまでのタイムラグを、平成17年度の実績をふまえて下表のとおり設定する。

	平成17年度予算 日数想定		平成17年度 (4月～1月) 日数実績	平成18年度予算	
				日数想定	払渡時期 (引取業者引取報告から払渡しまでのタイムラグ)
A S R	最短ケース(10%)	38日	27日	27日	引取業者引取報告の翌月
	中間ケース(45%)	63日			
	最長ケース(45%)	160日			
エアバッグ類	最短ケース(10%)	31日	36日	36日	引取業者引取報告の翌々月
	中間ケース(45%)	49日			
	最長ケース(45%)	127日			
フロン類	最短ケース(10%)	30日	34日	34日	引取業者引取報告の翌々月
	中間ケース(45%)	90日			
	最長ケース(45%)	210日			
情報管理料金	最短ケース(10%)	30日	13日	13日	引取業者引取報告の翌月
	中間ケース(45%)	47日			
	最長ケース(45%)	125日			

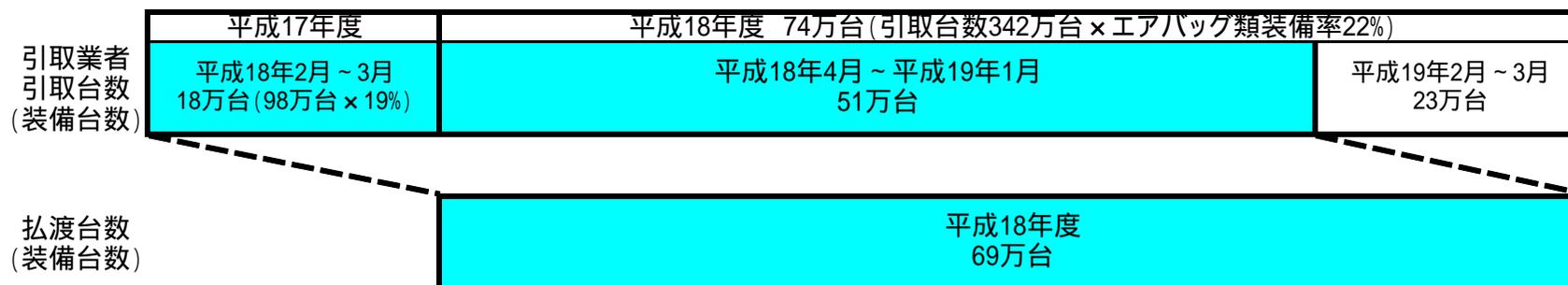
(1) ASR及び情報管理料金

引取業者引取報告の翌月に払い渡される。
よって、平成18年3月から平成19年2月までの引取業者引取台数を平成18年度の払渡台数とする。



(2) エアバッグ類

引取業者引取報告の翌々月に払い渡される。
よって、平成18年2月から平成19年1月までの引取業者引取台数を平成18年度の払渡台数とする。

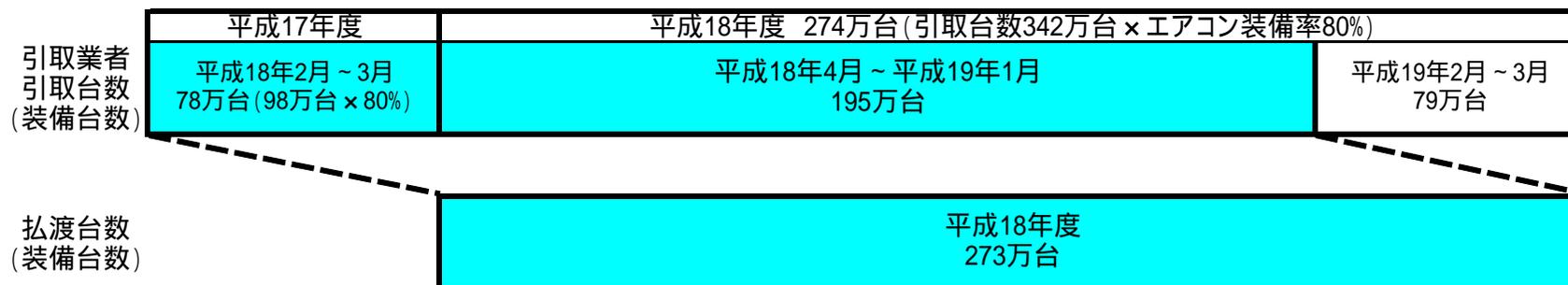


平成18年度に廃棄される自動車のエアバッグ類装備率は22% (平成17年度実績の傾向値を基に設定)

(3) フロン類

引取業者引取報告の翌々月に払い渡される。

よって、平成18年2月から平成19年1月までの引取業者引取台数を平成18年度の払渡台数とする。



平成18年度に廃棄される自動車のエアコン装備率は80% (平成17年度実績の傾向値を基に設定)